

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、マリンサービスの提供を通じて水産業界の発展に貢献すること、経営効率化の推進により収益体質を高め、競争と変化に打ち勝つ体制をつくるという経営の基本方針を実現するために、経営上の組織体制や仕組みを整備し、必要な施策を実施していくということであり、経営上の重要な課題の一つとして位置づけております。

2. 資本構成

| | |
|-----------|------------|
| 外国人株式保有比率 | 10%以上20%未満 |
|-----------|------------|

【大株主の状況】

| 氏名または名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|--|-----------|-------|
| 笠岡 繁樹 | 2,043,729 | 17.69 |
| 笠岡 信夫 | 1,119,408 | 9.69 |
| 笠岡 伸一 | 837,350 | 7.25 |
| 有限会社シンセイ | 728,235 | 6.30 |
| 笠岡 泰文 | 546,862 | 4.73 |
| 株式会社伊予銀行 | 477,559 | 4.13 |
| クレディ スイス ユーロ ピービー クライアント エスエフピー ブイエル (常任代理人 シティバンク銀行株式会社 証券業務部) | 323,300 | 2.80 |
| ユービーエス (ルクセンブルグ) エス. エイ (常任代理人 シティバンク銀行株式会社 証券業務部) | 314,400 | 2.72 |
| ノーザン トラスト カンパニー (エイブイエフシー) サブ アカウント アメリカン クライアント (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カस्टディ業務部) | 208,600 | 1.81 |
| エスジーエスエス/エスジービーティールクス (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カस्टディ業務部) | 191,400 | 1.66 |

3. 企業属性

| | |
|-------------|-----------------|
| 上場取引所及び市場区分 | ジャスダック(未定) |
| 決算期 | 3月 |
| 業種 | 卸売業 |
| (連結)従業員数 | 100人以上500人未満 |
| (連結)売上高 | 100億円以上1000億円未満 |
| 親会社 | なし |
| 連結子会社数 | 10社未満 |

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

| 氏名 | 適合項目に関する補足説明 | 当該社外監査役を選任している理由 |
|-------|--------------|--|
| 中山 孝司 | —— | 監査役の最も重要な役割は、取締役の職務執行の監査を通じて、企業の健全性を確保し、コーポレートガバナンスに貢献することであるが、特に社外監査役については、社外における常識や経験に基づいた客観的な視点、監査の目で透明性の高い公正な経営監視体制の確立のため選任している。 |
| 玉井 國夫 | —— | 同上 |

その他社外監査役の主な活動に関する事項

【インセンティブ関係】

| | |
|---------------------------|---------|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | 実施していない |
|---------------------------|---------|

該当項目に関する補足説明

当社では、取締役への具体的な施策は実施しておりません。(現在検討中)

| | |
|-----------------|--|
| ストックオプションの付与対象者 | |
|-----------------|--|

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

| | |
|------|---------|
| 開示手段 | 有価証券報告書 |
|------|---------|

| | |
|------|------------|
| 開示状況 | 全取締役の総額を開示 |
|------|------------|

該当項目に関する補足説明

第34期(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)の事業年度における当社の取締役を支払った報酬額は178,582千円、監査役を支払った報酬額は7,314千円であります。なお、監査役を支払った報酬額の内、社外監査役を支払った報酬額は3,321千円であります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社では、毎月1回取締役会を開催しており、当会では法令で定められた事項及び経営上の重要な事項についての意思決定、また業績の進捗状況報告がされており、当会を通じて社外の取締役、監査役の方との意見交換、意思疎通が図れる体制となっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

当社では毎月1回、代表取締役名誉会長、代表取締役会長、代表取締役社長各1名、常勤取締役4名の計7名で構成する取締役会が開催され、法令で定められた事項及び経営上の重要事項についての意思決定、また業績の進捗状況についても報告され、今後の対策等について議論されております。

更に、これを受けて「常務会」、代表取締役社長が統括する「営業推進会議」が定期的に行われております。特に「営業推進会議」では、代表取締役社長以下、各営業責任者で構成されており、直近業績の進捗状況や今後の対策など、迅速な意思決定と業務執行が行える体制となっております。

また、代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」ならびに「リスク管理委員会」を設置し、法令等遵守体制の整備・強化やリスク評価及びリスク管理の推進にも取り組んでおります。

一方監査面では、常勤監査役1名、社外監査役2名の計3名で構成され、監査役会が定めた監査方針ならびに業務分担等に従い監査を実施しております。更に、内部統制システムの整備、強化を図るため、当社では社長直轄の内部監査室を設け、社内業務全般にわたる内部監査を実施しております。

尚、当社における経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営組織の概要については、添付の模式図(コーポレートガバナンス体制について)をご参照下さい。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

2. IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|---------------------------|---------------|
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催 | 地元の個人投資家を対象に年1回、松山で開催 | あり |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 中間・期末の年2回、東京で開催 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | 決算短信など、各説明会資料は全て掲載済み | あり |
| IRに関する部署(担当者)の設置 | 経営企画室が担当(当社ホームページ上にも掲載済み) | |

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|-----|--|
| その他 | 当社では、具体的な規程、方針等はありませんが、顧客、株主、地域の皆様など幅広いステークホルダーの皆様から支持され、信頼される企業となるように努めるとともに、コンプライアンス活動の推進にも積極的に取り組んでおります。また、株主をはじめとするステークホルダーの皆様を常に尊重し、経営に関する重要な情報を積極的かつ適時適切に開示することを心掛け、公正かつ透明性の高い経営を目指しております。 |

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

更新 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 定時取締役会は、原則として毎月1回開催し、経営の基本方針、法定事項及びその他経営に関する重要事項を決定し、職務執行を監督する。(尚、重要案件が生じた場合には、必要に応じて臨時取締役会を開催する。)
また、各取締役は、会社の業務の執行状況を取締役に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
- (2) 総務部担当取締役をコンプライアンス推進の総括責任者とし、総務部が全社のコンプライアンス体制の構築、整備・充実及び問題点の把握に努め、役職員への教育・啓蒙にあたる。
- (3) 監査役及び内部監査室が連携し、取締役の職務執行状況、コンプライアンス体制等を調査し、また各業務が法令、定款及び社内規程等に準拠しているかを検証し、その結果を定期的にと取締役会及び監査役会に報告する。
- (4) 取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 「稟議規程」、「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行にかかる情報を文書又は電磁的記録(以下、文書等という)に記録し、保存する。
- (2) 取締役及び監査役は「文書管理規程」に基づき、常時これらの文書等を検索・閲覧できる体制とする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティなどの個々のリスクについては、それぞれの担当部署、管理責任者を定め、リスク管理の体制を構築する。(尚、組織の横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務部が行うものとする。)
- (2) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し、迅速且つ適切な対応を図り、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整備する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、定時取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。また、取締役会の機能強化、経営効率を向上させるため、「常務会」、「営業推進会議」を定期的に開催する。
- (2) 中期経営計画及び年度計画を定め、当社として達成すべき目標を明確化する。
- (3) 代表取締役社長以下、各営業責任者で構成する「営業推進会議」を毎月1回開催し、迅速な意思決定と職務の執行が行える体制を確保する。
- (4) 職務の執行に関する権限及び職責等については、「組織規程」、「稟議規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等の社内規程により、各役員員の権限と責任を明確化し、適正且つ効率的な職務の執行が行える体制を確保する。(尚、各規程類は必要に応じて、見直し、改善を図る。)

5. 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ企業の業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」を定め、情報の共有化を図り、適切な子会社管理を実施する。
- (2) 監査役及び内部監査室は、定期的の子会社の内部統制の状況等について監査を実施し、その結果を取締役に報告する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を置くものとする。また、任命された使用人は監査役会の管理下で業務を遂行し、取締役等からの指揮命令を受けないものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び使用人は、会社の業績に重大な影響を及ぼす恐れがある事実、あるいは会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
- (2) 監査役は、取締役会のほか、重要な会議等にも出席し、必要に応じて取締役及び使用人に対して、業務執行状況等に関する報告を求めることができる。

8. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役の半数以上を社外監査役とし、対外的な透明性を確保する。
- (2) 監査役会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題や監査上の重要事項等についての情報・意見交換を行い、相互の意思疎通を図るよう努める。
- (3) 監査役会は、会計監査人及び内部監査室との連携を図り、定期的に意見交換を行い、監査の実効性を確保するものとする。
- (4) 各監査役が監査を実施するにあたり、監査役会が必要と認めた場合には、外部専門家等を活用することができることとする。

9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社及び当社グループは、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える勢力又は団体等とは、取引関係を含め、一切の関係を遮断し、確固たる信念を持って排除の姿勢を堅持する。また、反社会的勢力からの不当な要求等に対しても、グループ全体として毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努める。

<内部統制システムに関する整備状況>

当社では、社内業務全般にわたる諸規程、要領、マニュアル類が整備されており、特に内部管理体制に係る規程としては、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」及び「リスク管理規程」などが整備されており、明文化されたルールのもとで各職位が明確な権限のもと責任を持って業務を遂行しております。

また、重要な法務的課題及びコンプライアンスに関する事項につきましては、外部の顧問弁護士に相談し、必要に応じてアドバイスを受けております。

当社及び当社グループは、反社会的勢力の経営活動への関与や当該勢力が及ぼす被害を防止する観点から「コンプライアンス・マニュアル」に、当該勢力との関わりについて定め、反社会的勢力の排除に向けて全社的に取り組んでおります。

- (1) 対応部署の設置
総務部を対応部署とし、事案ごとに関係部署と協議し、迅速に対応しております。
- (2) 外部の専門機関との連携
所轄警察署や顧問弁護士等、外部の専門機関と連携しております。
- (3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理
総務部において、反社会的勢力に関する情報を一元管理しており、反社会的勢力に該当するかどうかの確認を行っております。
- (4) 研修・教育活動の実施
社内研修等を通じ、反社会的勢力の排除に向けて、平素より啓発活動に努めております。

V その他

1. 買収防衛に関する事項

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項
